

65 歳以上の方の介護保険料が変わります

問合せ 介護保険課 内線 217

65 歳以上の方の保険料は、市が介護保険事業計画で見込んだサービス費用などを基に、3 年ごとに見直しています。令和 3～5 年度の保険料を計算した結果、要介護（要支援）認定者の増加や介護サービス施設の整備などに伴い、介護保険にかかる費用の増加が見込まれることから、保険料を引き上げることになりました。

介護保険は社会全体で介護を支える制度ですので、ご理解をお願いいたします。

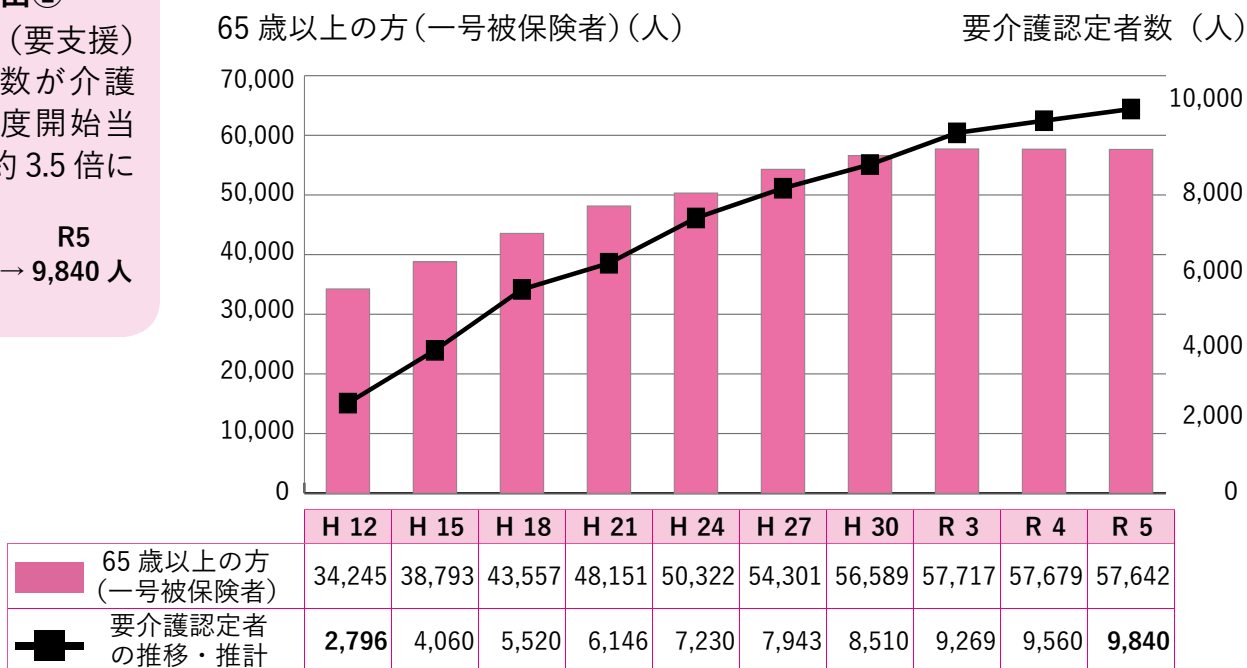
01 介護保険料引き上げの主な理由

理由①

要介護（要支援）認定者数が介護保険制度開始当時から約 3.5 倍に

H 12 R5
2,796 人 → 9,840 人

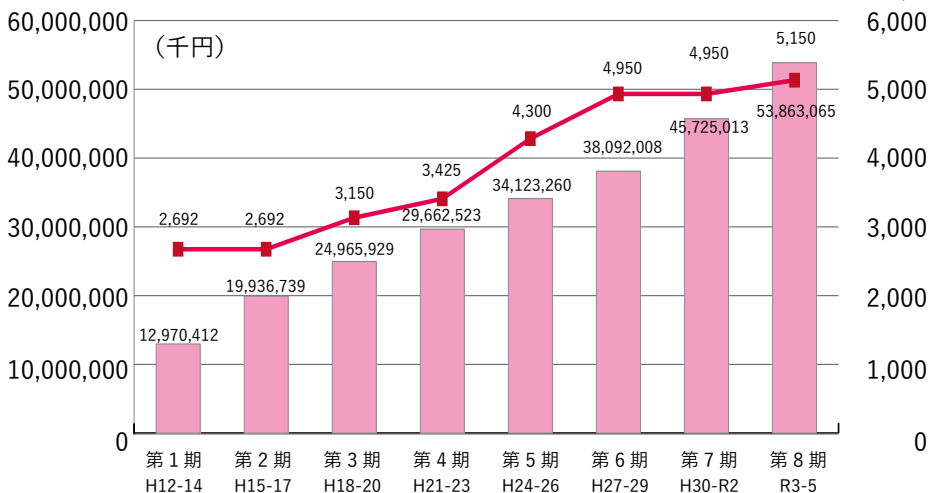
【グラフ 1】 日立市における 65 歳以上人口及び要介護認定者数の推移と推計



理由②

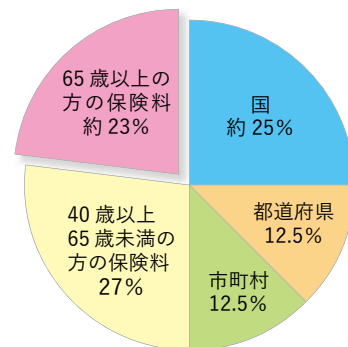
介護保険にかかる費用が制度開始当時から約 4.1 倍に
第 1 期：約 130 億円 → 第 8 期：約 540 億円

【グラフ 2】 市の介護保険にかかる費用と保険料（基準額月額）の推移と推計 (円)



介護保険財政のしくみ

介護保険にかかる費用のうち、半分は 40 歳以上の被保険者に納めていただく保険料、残り半分は、国、都道府県、市町村からの公費でまかっています。



02 令和3～5年度の65歳以上の方の介護保険料の額

市民税非課税世帯の方（第1段階から第3段階の方）については、令和元年度から、公費による保険料率の軽減を行っています。

段階	対象となる方	年額保険料	
		R3～5年度	R2年度
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	18,500円	17,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階に該当しない方	30,900円	29,700円
第3段階	上記以外の方	43,200円	41,500円
第4段階	本人が市民税非課税の方（世帯の中に市民税が課税されている方がいる）	55,600円	53,400円
第5段階 (基準額)	上記以外の方	61,800円	59,400円
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,100円	71,200円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上、 210万円未満 の方	80,300円	77,200円
第8段階	本人の前年の合計所得金額が 210万円以上、320万円未満 の方	92,700円	89,100円
第9段階	本人の前年の合計所得金額が 320万円以上 の方	105,000円	100,900円

* 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

* 「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

市民税が課税されている方の所得基準額が改正されました

保険料の段階を決める所得基準額が次のとおり改正されました。これにより、合計所得金額が変わらなくても、保険料の段階が変わることがありますので、ご理解ください。

■ 第7段階と第8段階の境界

200万円 → 210万円

■ 第8段階と第9段階の境界

300万円 → 320万円

介護保険事業計画の詳細は、市のホームページをご覧ください

介護保険事業計画の詳細は、市のホームページ（日立市高齢者保健福祉計画2021）に掲載予定です。

また、この計画の概要版を高齢福祉課・介護保険課・健康づくり推進課・各支所で配布を予定しています。

なお、40～64歳の方の保険料の額や決め方は、加入している医療保険（健康保険組合や国民健康保険など）ごとに異なりますので、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。